9月20日~26日は動物愛護週間

犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれます。 しかし、その一方で、騒音やふん尿などペット をめぐるトラブルも絶えません。

安易に動物を捨てたり、虐待したりする事件も 増えています。

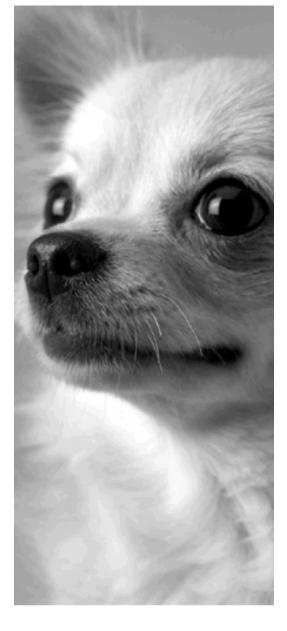
飼い主には、命ある動物の一生の面倒をみるという強い自覚と責任感が求められています。

これだけは守りたい

飼い主の義務

動物の習性など正しく理解して飼う 最後まで責任を持って飼う 犬や猫の繁殖制限に努める 動物による感染症の知識を持つ 動物の所有者を明らかにするよう努める

愛情も、しつけも欠かせませんペットはあなたの家族です



問われる飼い主の責任

る罰則が強化されています。

などの虐待、

遺棄などに対す

みだりに愛護動物(人が飼っ

置なども飼い主の務めです。ない場合は、不妊・去勢の処抜け毛の始末、繁殖を希望しのトイレのしつけ、ふん尿・むだ吠えに対するしつけ、猫理はもちろん、犬のけい留、動物のエサの世話や健康管

罰則もある動物虐待

する法律」では、動物の殺傷する法律」では、動物の殺傷などの見つかった例もあります。まれたワニやヘビが公園などでれたワニやヘビが公園などでれたワニやヘビが公園などです。犬や猫に限らず、捨てらす。犬や猫に限らず、捨てらす。犬や猫に限らず、捨てらず、治さいまがの殺傷などのでは、動物の愛護及び管理に関います。

りません。

明記されています。 「30万円以下の罰金」などが罰金」、虐待・遺棄した者は懲役または100万円以下の変した者は「1年以下のを殺傷した者は「1年以下の

飼育の配慮と心がまえ

かにするよう努めなければな がにするよう努めなければな がによる感染症について正 を欠かさないこと。さらに、 を欠かさないこと。さらに、 を欠かさないこと。さらに、 を欠かさないこと。さらに、 を欠かさないこと。さらに、 がによる感染症についても幅 の飼育方法などについても幅

さい。

(ペット) を迎え入れてくだも考えた上で、新しい家族ブル、経済的な負担や住環境に伴うさまざまな手間やトラーのを預かるということ。飼育のを預かるということは、動物を飼うということは、